

○上天草市病院事業物品購入等契約及び業務委託契約に係る指名停止の  
措置要領

制定 平成24年3月8日病院事業管理者決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、上天草市病院事業が発注する物品の製造、修理又は購入に関する契約及び業務委託契約（建設工事に係る請負契約及び調査、測量、設計等の建設工事に係る委託契約を除く。）（以下「物品購入等契約及び業務委託契約」という。）の適正な履行を確保するため、競争入札参加者の資格を有する者（以下「有資格業者」という。）に指名停止処分に該当する行為があった場合の上天草市病院事業の措置について必要な事項を定めるものとする。

(準用)

第2条 指名停止等の措置については、上天草市物品購入等契約及び業務委託契約に係る指名停止の措置要綱（平成27年上天草市告示第71号）第2条から第7条の規定を準用する。この場合において、「市長」とあるのは「病院事業管理者」と、「上天草市契約規則（平成16年上天草市規則第36号）」とあるのは「上天草市病院事業契約規程（平成24年病院事業管理規程第1号）」とそれぞれ読み替えるものとする。

(指名停止等の措置の決定等)

第3条 指名停止等の決定等については、上天草市物品購入等契約及び業務委託契約に係る指名停止の措置要綱第8条から第14条に規定する指名停止委員会の審議を経て病院事業管理者がこれを行うものとする。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。